

みらさか

三良坂産業団地

- 安価な土地代 (平坦部: 4,000円/㎡)
- 土地・設備等取得代に対してそれぞれ 5%を補助 (※限度額あり)
- 団地は高台に位置し、災害リスクは低い土地



■ 用地概要

所在地	三次市三良坂町田利字宮風呂	価格	C区画: 31,593,848円 D区画: 16,833,920円
事業主体(所有者)	三次市	完成時期	平成6年
団地面積	62,764㎡	交通アクセス	中国自動車道(三次IC) 11km 中国横断尾道松江道(三次東JCT・IC) 7.7km
分譲用地面積	44,009㎡	用水	上水道
分譲可能面積	19,599㎡ (C区画: 平坦部/7,307.75㎡ 法面部/5,907.12㎡) (D区画: 平坦部/3,966.76㎡ 法面部/2,417.20㎡)	排水	生活排水: 事業所で個別処理 工業排水: 事業所で個別処理
価格単価	平坦部: 4,000円/㎡ 法面部: 400円/㎡	電力	6.6kV高圧電力引込

三次市工場等設置奨励制度の概要

《奨励制度の種類及び適用要件等》

種類	要件	助成額(算式)	限度額		対象区域
工場等設置奨励金	①投下固定資産総額1億円以上 ②新規雇用常用労働者5人以上	固定資産税等相当額5年間	なし		三次市内全域
雇用奨励金	工場等設置奨励金の要件を満たす奨励事業者で、操業開始後3年間で雇用する三次市に住所を有する新規雇用常用労働者	1人当たり100万円	なし		
土地造成奨励金	①既に市内に工場等を有する者であること ②工場等設置奨励金の要件を満たすこと ③造成する土地の面積が5,000㎡以上であること ④造成完了後、3年以内に操業開始すること ⑤新設又は増設する工場等の床面積が500㎡以上であること	土地造成費(土地取得費を除く)に要する経費の50%	3,000万円		
土地取得奨励金	①工場等設置奨励金の要件を満たすこと ②売買価格が適正な価格と認められること ③土地を1ha以上取得すること ④土地取得後2年以内に操業すること	土地取得代金額の20%	民・民	なし	四拾貫産業用地
設備等取得奨励金	①土地取得奨励金の対象事業者(面積1ha以上) ②建物の床面積が延べ500㎡以上 ③新規雇用常用労働者5人以上	建物及び設備投資額の5%	民・民	[土地取得奨励金]と[設備等取得奨励金]の合計5,000万円	三次工業団地 みわ工業団地 三良坂産業団地
水道助成金	①投下固定資産総額5億円以上 ②新規雇用常用労働者5人以上 ③水道の使用水量が毎月1,000㎡以上	水道使用料金の50%(10年間)	1,500万円/年		三次工業団地
地盤改良奨励金	①工場等設置奨励金の要件を満たすこと ②三次工業団地第Ⅲ期分譲地を広島県から購入する者、又は、三次市東酒屋町字松ヶ迫10792番の土地を三次市から購入する者	地盤改良工事等に要する経費の50%	3,000万円		・三次工業団地(Ⅲ期分譲地) ・東酒屋産業用地

広島県三次市 産業団地・用地ガイド



みよし市 広島県三次市

